

平成 18 年 6 月

廃棄物処理法施行規則一部改正省令に伴う  
「建設廃棄物処理委託契約書」の一部変更(委託契約追加事項)について  
(お知らせ)

廃棄物処理法施行規則一部改正省令(平成 18 年 3 月 10 日公布)に伴い、「建設廃棄物処理委託契約書」を下記のとおり変更(追加)いたします。

記

【委託業務の内容】「5. 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社(丙)の許可内容」の「必要な情報(性状及び荷姿等)」の文章の後ろに「※」印を付け、その内容として、欄外の注釈の下に「※：性状等に変更が生じた場合は、文書等により通知する。」という文章を追加。

※本件は、平成 18 年 7 月 1 日から施行されます。

※現行の契約書が使用できなくなったわけではありません。

※現行の契約書を、7 月 1 日以降も引き続き使用される場合は、上記と同じ内容を手書きなどで記入してください。ゴム印を作成して押していただいても結構です。

※省令については、別紙をご覧ください。

以 上

※本件に関するお問合せ：(社)東京建設業協会・広報課まで

(電話)03)3552-5656 FAX(03)3555-2170 Eメール:kouhou@token.or.jp)

社団法人 日本建設業団体連合会  
社団法人 日本土木工業協会  
社団法人 建築業協会  
社団法人 全国建設業協会  
社団法人 日本建設業経営協会  
社団法人 全国中小建設業協会  
社団法人 日本鉄道建設業協会  
社団法人 東京建設業協会  
関東建設廃棄物協同組合

(別紙)

平成 18 年 3 月 10 日

環境省

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」が本日公布されました（施行については、以下の施行期日を参照。）。

この省令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 42 号）により、維持管理積立金の対象となる最終処分場の設置者に対しての所要の措置を講じるため、また産業廃棄物の処理委託の際に契約に盛り込むべき事項や廃棄物処理施設の生活環境影響調査項目に地下水への影響を追加するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。）及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成 13 年環境省令 23 号。以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理法施行規則」という。）について所要の改正を行うもの。

### 【改正事項の概要】

1. 略
2. 略
3. 略

#### 4. 産業廃棄物の処理委託契約に含まれるべき事項の追加（規則第 8 条の 4 の 2）

廃棄物処理委託契約時に提供した廃棄物情報（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）第 8 条の 4 の 2 第 6 号に掲げる事項）に変更がある場合における情報の伝達方法を処理委託契約事項に追加する。

廃棄物処理の委託契約の有効期間中に、規則第 8 条の 4 の 2 第 6 号に掲げる廃棄物の性状等が契約締結時の内容から変更が生じた場合、変更情報が廃棄物処理業者に適切に提供されるよう、変更に関する情報の伝達方法を廃棄物処理の委託契約事項に追加する。

#### 5. 略

#### 6. 施行期日

1、2、3については、平成 18 年 4 月 1 日

4については、平成 18 年 7 月 1 日

5については、平成 18 年 9 月 30 日